

## 令和5年和泉市教育委員会第2回定例会

日 時：令和5年2月2日(木) 午後3時30分から  
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

出席者

教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ
委員	中西 正人
委員	小谷 美樹

事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	上田 茂幸
教育・こども部次長兼教育総務課長	鍛冶 公哉
学校園管理室長	佐々木 敦
学校教育室長	阪下 誠
こども未来室長	西川 加恵
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
学校園管理室教育施設担当課長	大内 浩平
こども未来室幼保運営担当課長	樋上 征史
こども未来室幼保育成担当課長	山本 暢子
教育総務課総括主幹兼総務係長	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係	川崎 由美
(生涯学習部)	
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長兼久保惣記念美術館館長代理	辻野 明子
生涯学習推進室長	西田 尚司
生涯学習推進室生涯学習担当課長	橋本 吉人

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第 1 号 令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 1)  
令和 5 年度当初予算(教育委員会関連)について

議案第 2 号 令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 2)  
補正予算について

案件 1 不当利得返還請求事件の和解金

案件 2 学校施設整備事業(校舎大規模改修工事費等)

案件 3 保育所等運営費負担金国庫・府費負担金返還金

案件 4 指定管理者制度導入施設の光熱費

議案第 3 号 令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 3)  
和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定  
について

議案第 4 号 令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 4)  
和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5 号 令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 5)  
和泉市特定教育・保健施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 6 号 令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 6)  
和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7 号 令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 7)  
和泉市美術館条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8 号 令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 8)  
不当利得返還請求事件の和解について

議案第 9 号 令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 9)  
和泉市立南松尾はつが野学園増築工事請負契約の締結について

議案第 10 号 和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事について  
(非公開)

## 5. 報告事項

- (1) 信太中学校区の学校適正配置について
- (2) 青少年の家リニューアル計画について
- (3) (仮称)和泉市生涯学習・スポーツ推進計画パブリックコメント結果及び素案確定について
- (4) 和泉市長代表团及び和泉市交換学生代表団の派遣について
- (5) 「なでしこリーグ参戦に挑戦する和泉テクノ FC(女子サッカーチーム)を応援しよう！」ガバメントクラウドファンディングの結果について
- (6) 「～史跡指定 50 周年記念事業～池上曾根史跡公園に多目的広場を！」ガバメントクラウドファンディングの結果について
- (7) 「和泉のアートを海外に届けたい！和泉シティプラザ 20 周年をアートで彩ろう！」ガバメントクラウドファンディングの結果について
- (8) 芦部保育園の民営化に伴う医療的ケア児の受入れについて
- (9) 「はたちのつどい」における 4 部制での開催について

## 6. その他

## 7. 閉会

小川教育長	<p>定刻となりましたので、令和 5 年和泉市教育委員会第 2 回定例会を開会します。</p> <p>前回の会議録については、事務局で作成中です。本日の会議録とあわせて後日送付しますので、確認をお願いします。</p> <p>今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と久米委員を指名しますので、お願いします。</p> <p>次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。令和 5 年 1 月 19 日から 2 月 1 日までの主な活動を掲載しています。何かご質問等ございませんか。</p> <p>議事を進めてまいります。</p> <p>本日は、審議事項 10 件、報告事項 9 件になります。</p> <p>議案第 1 号「令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 1) 令和 5 年度当初予算(教育委員会関連)について」、事務局、各部長から順次説明願います。</p>
並木教育次長	<p>教育・こども部の並木です。</p> <p>令和 5 年度当初予算における教育委員会関連予算について、教育費の合計としては、令和 5 年度の予算は約 90 億円で、令和 4 年度と比べて、約 22 億円の増額となります。</p> <p>また、民生費のうち、保育所費については、令和 5 年度予算は約 81 億円であり、令和 4 年度と比べて、約 3 億円の増額となります。</p> <p>それでは、教育費等にかかる増減要因について、説明します。</p> <p>まず、1 の教育総務費は、令和 4 年度と比べ約 9 億円の増額となり、(仮称)槇尾学園及び(仮称)富秋学園の整備関連経費が主な要因です。</p> <p>次に、2 の小学校費は、約 8 億円の増額となり、南松尾はつが野学園増築工事費や光熱費高騰に伴う電気使用料等の増額が主な要因です。</p> <p>次に、3 の中学校費は、約 2 億円の増額となり、小学校費と同様に光熱費高騰に伴う電気使用料等の増額が主な要因です。</p> <p>次に、4 の幼稚園費は、約 7,000 万円の増額となり、伯太幼稚園除却工事費が主な要因です。</p> <p>次に、5 の社会教育費は、約 2 億円の増額となり、池上曽根史跡公園整備関連費用や、青少年の家改修設計委託料が主な要因です。</p> <p>次に、6 の保健体育費は、大きな増減はなく、令和 4 年度においては光明池緑地運動場及び球技場の整備に要する予算を計上しています。</p> <p>次に、保育所費は、約 3 億円の増額となり、待機児童解消の取組みである民間園への改築事業費補助金が主な要因です。</p> <p>続きまして、令和 4 年 12 月の意見交換会並びに事前報告会にて説明しました内容を中心に、各課における主な取組項目並びに新規・拡充項目について、説明します。</p>

辻部長	<p>まず、教育・こども部の内容です。</p> <p>はじめに、学校園管理室においては、令和7年4月の開校を予定している(仮称)榎尾学園については、新体育館の完成後、新校舎整備に着手していきます。令和9年4月の開校を予定している(仮称)富秋学園については、設計・工事を一体的に行う事業者を選定のうえ、新校舎等の設計に着手していきます。その他、避難所に指定されている小学校体育館及び小中学校の特別教室や給食室の空調設備整備にかかる設計などを行います。また、令和5年度の学校給食費に関して、給食費改定に伴う値上げ分に対して令和5年度に限り補助を行います。</p> <p>次に、学校教育室においては、学校水泳屋内プール事業の対象校を新たに6校増やして合計11校で実施します。また、令和6年度以降に順次屋内プールを活用する予定の残りの小学校11校において、民間事業者からインストラクターを派遣し、専門的な水泳指導を行います。加えて、スクールサポートスタッフやスクールカウンセラーなどを拡充するほか、新たに学校看護師コーディネーターや部活動指導員、特別支援教育の充実に向けた学習支援サポーターを配置するなど、様々な場面における学校現場の支援体制強化を図っていきます。最後に、学力向上に関しては、いずみ希望塾の拡充、AIドリルの活用、リーディングスキルテストの実施などに取組んでいきます。</p> <p>次に、こども未来室においては、留守家庭児童会の支援員の報酬の増額、補助員の派遣委託など、安全かつ安定的な運営を図るための取組みを進めていきます。また、待機児童の解消や保育環境の充実を図るため、民間園の施設整備支援を行ってくとともに、保護者の負担軽減の取組みとして、使用後の紙おむつの各園での処分に関する予算を計上しています。</p> <p>教育・こども部の内容は以上です。</p> <p>生涯学習部の辻です。</p> <p>次に、生涯学習部の内容について、説明します。</p> <p>はじめに、生涯学習推進室生涯学習担当ですが、友好姉妹都市提携30周年事業として、アメリカ合衆国ミネソタ州のブルーミントン市への公式訪問団派遣や市内の中学生を代表交換学生として派遣し、英語教育の促進、国際感覚を持った人材の育成を図ります。また、令和7年のリニューアルオープンをめざし、青少年の家の改修に取り組んでいきます。</p> <p>次に、生涯学習推進室スポーツ振興担当ですが、全国大会や国際大会などに出場する市民や団体へのスポーツ振興奨励費を増額するとともに、優勝者へのスポーツ振興奨励費の交付を新たに創設します。</p> <p>次に、文化遺産活用課ですが、令和8年のリニューアルオープンをめざし、池上曾根史跡公園の整備工事に着手します。また、郷土史読本の普及・活用に取り組めます。</p> <p>最後に、久保惣記念美術館ですが、引き続き、国の登録有形文化財である茶室の耐震補強工事を行うとともに、市民ホールの外壁改修や展示設備等の改修工事を行います。また、和泉シティプラザ開設20周年の節目を迎えることを記</p>
-----	--

<p>小川教育長</p>	<p>念して、和泉シティプラザのガラスウィンドウを大きなキャンパスに見立てたラッピングアートを描くプロジェクトに取り組みます。</p> <p>生涯学習部の内容は以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第1号は、原案どおり可決します。</p> <p>続きまして、議案第2号「令和5年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について(その2) 補正予算について」ですが、案件1の不当利得返還請求事件の和解金と議案第8号の不当利得返還請求事件の和解については関連しますので、学校園管理室から一括して説明します。両議案を一括して審議をお願いします。</p>
<p>大内課長</p>	<p>学校園管理室教育施設担当の大内です。</p> <p>和泉中学校の仮設校舎にかかる不当利得返還請求事件について和解を図るべく、解決金として300万円を補正予算計上しようとするものです。</p> <p>和解条項については、市が相手方に300万円の解決金を支払う、当該仮設校舎について、市が所有権を有することを確認する等を定めます。</p> <p>和解の概要は、資料に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号案件1と議案第8号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>大内課長</p>	<p>ご異議ないようですので、議案第2号案件1と議案第8号は、原案どおり可決します。</p> <p>続きまして、議案第2号案件2~4について、事務局から順次、説明願います。</p> <p>学校園管理室教育施設担当の大内です。</p> <p>議案第2号案件2. 学校施設整備事業(校舎大規模改修工事費等)について、説明します。</p> <p>補正の金額は、歳出が4億6,883万4,000円、歳入が国費1億2,484万4,000</p>

	<p>円、起債 3 億 4,180 万円です。</p> <p>補正の理由は、国において教育環境整備等にかかる補正予算が令和 4 年 12 月に成立したことにより、市において、令和 5 年度に計画していた消防・防火設備改修、受変電設備、大規模改修の工事及び給食室整備について、令和 4 年度での補助金確保が可能となったため、補正予算を計上のうえ、令和 5 年度に予算全額を繰り越すことにより、事業を実施するものです。</p> <p>なお、今回の補助金を活用することにより、補助対象事業費から補助金額を差し引いた全額が市債の発行対象となることから、単年度での一般財源負担が軽減されるほか、後年度における交付税措置も有利な条件となっています。</p> <p>補正の内容は、北池田中学校校舎の大規模改修工事、石尾中学校の消防設備改修工事及び光明台中学校の消防・防火設備改修工事、鶴山台南小学校及び郷荘中学校の受変電設備改修工事、(仮称)榎尾学園の給食室整備です。</p> <p>なお、(仮称)榎尾学園の給食室については、校舎との一体整備として、令和 5 年度、令和 6 年度の 2 カ年での整備予定であるため、今回の補正予算については、令和 5 年度に予定している事業費のみを計上しています。</p> <p>また、当該事業については、令和 6 年度まで継続費を予算措置しているため、この度の補正予算の計上に伴い、令和 4 年度、令和 5 年度の年割額についても変更が必要となるものです。</p> <p>以上です。</p>
樋上課長	<p>こども未来室幼保運営担当の樋上です。</p> <p>議案第 2 号案件 3. 保育所等運営費負担金国庫・府費負担金返還金について、説明します。</p> <p>補正の金額は、1 億 4,760 万 8,000 円です。</p> <p>補正の理由は、民間園に対して、運営のために必要な費用を施設型給付費として毎月支出しておりますが、支出にあたっては、国から 2 分の 1、府から 4 分の 1 の交付を受ける仕組みになっています。国、府からの交付については、当該年度に概算で交付を受け、翌年度で清算しており、令和 3 年度については、認定こども園へ移行する等により新たに施設型給付の対象となった園が多く、定員規模に応じた支出を見込んでいましたが、実際は定員より園児数が少なく支出が少なかったことから、国庫及び府費負担金について過大交付を受けたため、返還を行うため補正予算措置を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
西田室長	<p>生涯学習推進室の西田です。</p> <p>議案第 2 号案件 4. 指定管理者制度導入施設の光熱費について、説明します。</p> <p>まず、案件 4-1 です。補正の金額は、生涯学習担当分の補正予算として 150 万円です。</p> <p>補正の理由は、国際情勢による想定以上の光熱費の高騰により一部施設で運営に支障がでる状況であることから生涯学習サポート館の指定管理者及び和泉</p>

小川教育長	<p>市立図書館の指定管理者に対して指定管理料を増額する必要が生じたためです。</p> <p>補正の内容は、生涯学習担当分の歳出予算として、生涯学習サポート館に 50 万円、和泉市立図書館に 100 万円となっています。</p> <p>次に、案件 4-2 です。補正の金額は、スポーツ振興担当分の補正予算として 370 万円です。</p> <p>補正の理由は、先ほどの生涯学習担当所管分と同様の理由です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 2 号案件 2~4 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
小川教育長	<p>ご異議ないようですので、議案第 2 号案件 2~4 は、原案どおり可決します。</p> <p>続きまして、議案第 3 号「令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 3) 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について」、学校教育室から説明願います。</p>
鈴木課長	<p>学校教育室教職員担当の鈴木です。</p> <p>当該条例制定に際し、これまで令和 4 年 11 月及び令和 5 年 1 月の意見交換会並びに事前報告会において教育委員の皆さまと意見交換をさせていただき、令和 6 年度から段階的に本市立中学校において、1 学級あたりの生徒数が 35 人以下学級の編制実施に向け、制度設計に取り組んできました。</p> <p>提案の理由は、和泉市立中学校における少人数学級編制の実現に向けて、教育職員を一般職の任期付職員として市費負担で採用するに当たり、府費負担教職員との均衡を図るために、給与等について特例を定める必要があるためです。</p> <p>主な制定の内容は、(1)給料に関することについては、大阪府の小・中学校教育職給料表と同様の給料表を規定します。(2)手当に関することについては、直接、勤務に紐づくものについては、府費負担教職員と同様の制度に準じるものとし、原則、勤務に紐づかないものについては、市費負担任期付職員の制度に準じると考え、制度設計をしています。(3)休暇等に関することについては、当該条例における任期付市費負担教育職員は市内中学校において勤務し、勤務体制や職務内容も府費負担教職員と同様であることから、休暇等についても、原則府の制度に準じる制度設計としています。(4)給与条例の適用除外については、公立学校の教員の給与について定めた法律「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」により、教員の仕事は勤務時間の管理が難しいという特殊性を考慮し、休日勤務手当や時間外勤務手当などを支給しな</p>

	<p>い代わりに給料月額の 4%を教職調整額として支払うことが定められていることから、給与条例で規定されている時間外勤務手当及び休日勤務手当に関し、市費負担教育職員についても府費負担教職員と同様に支給しないと規定しています。</p> <p>和泉市教育委員会規則において規定する内容について、当該条例で規定する内容ではありませんが、市費負担教育職員と府費負担教職員において、休暇制度等についても、期間や日数、時間単位等において差異がみられ、府費負担教職員と均衡を図る必要があるため、別に教育委員会規則を定める必要があるものです。</p> <p>スケジュール及び令和 6 年度当初の配置予定、施行期日については、記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
中西委員	<p>確認ですが、財源は市の一般財源ということで間違いはないですか。</p>
鈴木課長	<p>はい、間違いございません。</p>
中西委員	<p>どれぐらいの事業規模になりますか。</p>
鈴木課長	<p>初年度の令和 6 年度は、一人あたり約 500 万円の 9 人分で、約 4,500 万円の事業になります。</p>
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 3 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議ないようですので、議案第 3 号は、原案どおり可決します。</p> <p>続きまして、議案第 4 号「令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 4) 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、こども未来室から説明願います。</p>
樋上課長	<p>こども未来室幼保運営担当の樋上です。</p> <p>改正の理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>改正の内容は、5 点あります。</p>

	<p>1 点目は、第 7 条の 2. 安全計画の策定等について、家庭的保育事業所等、本市においては「みのり小規模保育園」において安全計画を策定し必要な措置を講じるとともに、職員への周知と研修及び訓練の定期的な実施、保護者への周知、定期的な安全計画の見直しを義務付ける規定を加えるものです。</p> <p>2 点目は、第 7 条の 3. 自動車を運行する場合の乳幼児の所在確認について、送迎用バス等への乗降車の際に、点呼等の方法により乳幼児の所在確認を行うこと及び当該バス等にブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を用いて所在確認をすることを義務付ける規定を加えるものです。</p> <p>3 点目は、第 10 条. インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和について、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができるよう規定を改めるものです。</p> <p>4 点目は、第 13 条. 懲戒権に係る規定の削除について、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある、懲戒権に係る規定を削除するものです。</p> <p>5 点目は、第 14 条第 2 項. 感染症及び食中毒に関する措置の明確化について、予防及びまん延防止のために必要な措置として、職員に対して研修及び訓練を定期的実施することを努力義務とするよう規定を改めるものです。</p> <p>最後に、施行期日は、4 点目の懲戒権に係る条文の削除は公布の日から、それ以外については令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>なお、2 点目の送迎バス等へのブザー等の設置については、需要の集中により入手できない等の理由により設置することが困難な場合には、令和 6 年 3 月 31 日までは設置しないことができますが、その場合はブザー等の設置以外の方法で乳幼児の所在確認を行う必要があります。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 4 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議ないようですので、議案第 4 号は、原案どおり可決します。</p> <p>続きまして、議案第 5 号「令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 5) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、こども未来室から説明願います。</p>
樋上課長	<p>こども未来室幼保運営担当の樋上です。</p> <p>改正の理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど</p>

	<p>も・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>改正の内容は、3点あります。</p> <p>1点目は、第26条.懲戒に係る規定の削除について、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある、懲戒権に係る規定を削除するものです。</p> <p>2点目は、第15条.特定教育・保育の取扱い方針を定める条文について、幼稚園教育要領の制定根拠である学校教育法第25条を引用している箇所があり、この第25条に第2項と第3項が新設されたことから、引用する箇所を明確にするため「第1項」と新たに記載するものです。</p> <p>3点目は、その他の条文について、子ども・子育て支援法第19条を引用している箇所があり、この第19条から第2項が削られ、第1項のみの条文となったことから、「第1項」の記載を削るものです。</p> <p>最後に、施行期日は、1点目の懲戒権に係る条文の削除は公布の日から、2点目及び3点目については令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議ないようですので、議案第5号は、原案どおり可決します。</p> <p>続きまして、議案第6号「令和5年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について(その6) 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、こども未来室から説明願います。</p>
山本課長	<p>こども未来室幼保育成担当の山本です。</p> <p>改正の理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>改正の内容は、4点あります。</p> <p>1点目は、第6条の2.安全計画の策定等において、放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに安全計画を策定し必要な措置を講じるとともに、職員への周知と研修及び訓練の定期的な実施、保護者への周知、定期的な安全計画の見直しを義務付ける規定を加えるものです。</p> <p>2点目は、第6条の3.自動車を運行する場合の所在の確認において、事業所外での活動、取組等のための移動等に自動車を運行するときは、乗降車の際に点呼等の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認</p>

	<p>することを義務付ける規定を加えるものです。</p> <p>3点目は、第12条の2.業務継続計画の策定等において、感染症や非常災害の発生時に利用者に対する支援の提供を継続的に実施する業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるとともに、職員への周知と研修及び訓練の定期的な実施、定期的な業務継続計画の見直しを努力義務とする規定を加えるものです。</p> <p>4点目は、第13条.衛生管理等において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置として、職員に対して研修及び訓練を定期的な実施することを明確化するため、規定を改めるものです。</p> <p>最後に、当該条例は、令和5年4月1日から施行するものですが、経過措置として、第6条の2の規定は、施行の日から令和6年3月31日までの間、努力義務とするものです。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第6号は、原案どおり可決します。</p> <p>続きまして、議案第7号「令和5年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について(その7) 和泉市美術館条例の一部を改正する条例制定について」、久保惣記念美術館から説明願います。</p>
辻野館長代理	<p>久保惣記念美術館の辻野です。</p> <p>改正の理由は、博物館法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。今回の法改正は、博物館の設置形態の多様化や、文化芸術基本法の制定により、求められる役割が多様化・高度化したことを受けて、事業の見直しや登録制度の見直しがされたものです。</p> <p>改正の内容は、公立博物館の設置について、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定める規定が削除となるため、第1条における「和泉市は博物館法第18条の規定に基づき」の文言を削除するものです。</p> <p>施行期日は、令和5年4月1日です。</p> <p>なお、参考として、令和4年度博物館法改正の背景とポイントを添付しています。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>

<p>大内課長</p>	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 7 号は、原案どおり可決します。  続きまして、議案第 9 号「令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 9) 和泉市立南松尾はつが野学園増築工事請負契約の締結について」、学校園管理室から説明願います。</p> <p>学校園管理室教育施設担当の大内です。  和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、当該契約の締結には市議会の議決を要することから、令和 5 年和泉市議会第 1 回定例会にて議決を求め、当該契約を締結しようとするものです。</p> <p>契約の目的は和泉市立南松尾はつが野学園増築工事、契約の方法は一般競争入札、契約の相手方は富国建設株式会社、契約金額は、3 億 1,170 万 5,900 円です。</p> <p>議会可決後、令和 6 年 2 月 29 日までの期間の契約を締結する予定です。  以上です。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。  ないようですので、お諮りします。  議案第 9 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 9 号は、原案どおり可決します。  続きまして、議案第 10 号「和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事について」ですが、人事に関わる案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きに基づき、非公開とすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 10 号は非公開とします。  すべての案件が終了した後、取り扱うこととし、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項 1「信太中学校区の学校適正配置について」、教育総務課から説明願います。</p> <p>教育総務課の鍛冶です。</p>
<p>鍛冶次長</p>	<p>教育総務課の鍛冶です。</p>

	<p>1. 概要から 7. 事務局の見解については、令和 4 年 12 月の意見交換会並びに事前報告会にて説明しましたので、本日の説明は割愛しますが、要点としましては、UR 鶴山台団地の再生事業により生じる余剰地を学校施設とすることについて、事務局としては、鶴山台の 2 小学校の過小規模化への対応検討は必要と認識はするものの、児童推計等の観点から、現時点での小中一貫校の設置は妥当ではなく、引き続き検討に努めることを説明したところです。その事務局の見解を受け、教育委員の皆さまからいただいた意見を記載していますが、8. 意見交換会並びに事前報告会での意見になります。</p> <p>内容は、小中一貫校の効果検証や、今後の児童生徒の推計の動向、鶴山台の 2 小の統合など、引き続きの検討事項について、ご意見を頂戴したところでして、事務局の見解に対して反対する趣旨のご意見はなかったものと認識しているところです。</p> <p>今後の進め方は、いただいたご意見を踏まえ、今後の推計等を確認しながら、鶴山台 2 小の統合や施設一体型義務教育学校に関して、継続して検討していきます。また、2 月末までには、都市政策室に対して、学校施設として UR 団地の跡地を活用する意向について、当該内容に基づき教育委員会としての回答を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続きまして、報告事項 2「青少年の家リニューアル計画について」、生涯学習推進室から説明願います。</p>
橋本課長	<p>生涯学習推進室生涯学習担当の橋本です。</p> <p>青少年の家は、槇尾山のふもとに位置し、社会教育法の趣旨に基づき、平成元年 3 月から供用開始している施設です。施設の特徴としては、槇尾山森林浴コースが併設され、豊かな自然環境を活かし、自然学習やレクリエーション体験が可能な施設で、唯一の市営宿泊施設でもあります。しかし、建築から 34 年を経過し、施設や設備の老朽化が著しく、改修・修繕をおこなう必要があることから、施設活性化を目的としたリニューアルを行おうとするものです。</p> <p>事業概要は、改修計画のコンセプトとして、1~4 に示すとおり、それぞれの課題に対する対処方策を示しています。主なものとしては、施設・設備の更新にあわせ、トイレの洋式化や空調設備の新調。新たな機能の追加として、サウナや壁一面のどこにでもプロジェクターの画面を映し出せる ICT ウォールの設置。また、ソフト面として利用者ニーズにあわせ、少人数でも利用可能となるように、利用規定の見直しや、周辺施設との連携、利活用による地域全体の活性化を掲げています。</p> <p>より具体的な改修予定箇所については、イメージ図を平面図と共に掲載しています。</p> <p>今後のスケジュール及び事業費については、今年度、施設活性化・改修計画</p>

	<p>を策定中です。改修・リニューアル計画による事業効果を検証しており、現在の予定ですと、令和5年度に基本設計及び実施設計として約4,300万円、令和6年から7年度にかけ、約4億7,000万円のリニューアル改修工事を行い、令和7年度中のリニューアルオープンをめざすものです。</p> <p>事業効果は、施設改修や新たな機能を導入することにより、特に冬場の閑散期に利用の少ない当施設の利用者の大幅な増加を見込んでいることはもとより、現在、整備が進められている槇尾川上流部園地ダム用地の大型遊具などの来訪者や同園地内の広場を有効活用した簡易なBMXコース等の設置なども視野に、周辺施設のもつポテンシャルを利活用しながら、槇尾山青少年の家のより一層の集客・誘客に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、2025年には大阪・関西万博も開催されることから、積極的なPRを行い、和泉市に訪問される方の増進も図っていききたいと考えています。</p> <p>これらのことを行うことで、年間約2,300人程度の増加を見込んでおり、市内随一の豊かな自然の中で心と身体を癒せる憩いの施設として、市民サービスの向上はもとより、家庭や学校以外で児童から青年、成人、高齢者に至るまで全ての人たちに楽しむ機会の提供を行っていききたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>青少年の家のリニューアル計画の中で、省エネに関することは検討されましたか。また、使用する材料のリユースは検討されましたか。</p>
橋本課長	<p>太陽光パネルの設置を検討しましたが、山間に位置するということもあり、日照時間の確保が難しいと判断しました。リユースについては、和泉の木「いずもく」を使ったリニューアルを考えています。</p>
小谷委員	<p>断熱を強化する方法もまたご検討ください。</p>
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>続きまして、報告事項3「(仮称)和泉市生涯学習・スポーツ推進計画パブリックコメント結果及び素案確定について」、生涯学習推進室から説明願います。</p>
西田室長	<p>生涯学習推進室の西田です。</p> <p>当該計画について、令和4年12月9日から令和5年1月10日までパブリックコメントを募集したところ、2団体と3名の個人の方から、合計15件のご意見・ご提案を頂戴しました。いただいたご意見・ご提案の概要と、市の考え方については、記載のとおりです。</p> <p>コメント者No.4でお寄せいただいた、「主な事業に、「ニュースポーツフェスタ(桃山大学と連携)」とあるが、桃山学院大学と正式名で書くべきではないか。」</p>

	<p>とのご意見に対しては、「桃山学院大学」と正式名称で記載するよう修正を行っています。</p> <p>その他、いただいたご意見・ご提案についても、今後の各種事業に取り組んでいく際の参考とさせていただきたいと考えています。</p> <p>令和4年6月23日付けで、教育委員会から和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画策定委員会委員長に宛てて諮問を行った、「第3次和泉市生涯学習推進プラン・第2次和泉市スポーツ推進基本計画の検討について」への、当該委員会委員長からの答申は資料のとおりです。計画素案はこれをもって確定の運びとさせていただきます。当該計画はこの後、市議会にパブリックコメント募集結果と素案確定について報告し、3月に完成という運びになります。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>人権に関する内容に「モアいずみ(和泉市男女共同参画センター)」についての記載がなかったのですが、どうなっていますか。</p>
橋本課長	<p>本プランは、生涯学習とスポーツの内容を主に記載しているため、人権・男女参画室所管である「モアいずみ(和泉市男女共同参画センター)」は記載していません。</p>
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>続きまして、報告事項4「和泉市長代表团及び和泉市交換学生代表団の派遣について」、生涯学習推進室から説明願います。</p>
橋本課長	<p>生涯学習推進室生涯学習担当の橋本です。</p> <p>姉妹都市のアメリカ・ミネソタ州ブルーミントン市とは平成5年11月24日に姉妹都市提携を締結して以来、令和5年度に30周年記念の年を迎えます。30周年記念を祝い交流を促進するため、和泉市長をはじめとする公式代表团と、和泉市交換学生代表団をブルーミントン市へ同時期に派遣する予定です。</p> <p>いずれの代表团も、2025年の大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を事業テーマに掲げ、互いの市の取組みについて情報交換しながら両国の万博への機運を高めるとともに、本市への来訪促進につなげていきます。</p> <p>それぞれの代表团の派遣期間、派遣メンバーにつきましては、記載のとおり予定しています。まず、和泉市長代表团については、現地では学生代表団と行動を共にして、市長表敬訪問、姉妹都市交流30周年記念イベントへの参加、学校・公共施設訪問により情報交換や交流を重ね、将来的には相互利益につながるような交流へと発展させていく予定です。次に、和泉市交換学生代表団につ</p>

	<p>いては、令和 2 年度の機構改革により、国際交流事業を教育委員会事務局で所管するようになって以来初めての派遣となり、今回から派遣対象を高校・大学生から中学生に変更する予定です。8 月に派遣するためには、4 月半ばには面接と作文により選考を行い、派遣学生を決定する必要がありますので、令和 5 年 3 月号広報いずみや市ホームページ、チラシ等により募集を行い、3 月 6 日から 4 月 5 日まで応募を受け付ける予定です。現地ではホームステイをしながら、異なる文化や価値観にふれ、国際感覚を養い、国際社会の中で活躍する人材の育成につなげていきます。また、万博をテーマに、自他の考えを述べ合う交流を行い、未来社会を共創する資質・能力を身に付け、それらの体験を、事前事後の交流や、「国際交流レポート」の市内全中学校への配付等により、周囲の中学生にも共有し、市内中学生の国際交流や万博への機運、英語学習意欲を高めていきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
久米委員	<p>今回初めて交換学生の派遣メンバーが中学生に引き下げられたということです。生徒にはせっかく一人一台学習用端末があるので、選考方法を面接と作文だけでなく、端末を用いて何かを表現するなど、今後新たな選考方法をご検討いただけたらと思います。</p>
橋本課長	<p>参考の上、今後検討させていただきたいと思います。</p>
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>続きまして、報告事項 5「なでしこリーグ参戦に挑戦する和泉テクノ FC(女子サッカーチーム)を応援しよう！」と、報告事項 6「～史跡指定 50 周年記念事業～池上曾根史跡公園に多目的広場を！」と、報告事項 7「和泉のアートを海外に届けたい！和泉シティプラザ 20 周年をアートで彩ろう！」は、全てガバメントクラウドファンディングの結果についてですので、一括して説明願います。</p>
西田室長	<p>生涯学習推進室の西田です。</p> <p>報告事項 5 について、募集期間は、令和 4 年 10 月 3 日から 12 月 31 日までの 90 日間で、目標額 200 万円に対し、28 人から 126 万 5,000 円の寄付がありました。</p> <p>なお、経費である 7 万 893 円は、今回の事業主体が市とは異なるため、寄附にかかるポータルサイト掲載料やクレジットカード手数料などの経費として差し引き、119 万 4,107 円をテクノ FC へ支援することになります。</p> <p>寄附金は、令和 5 年度に実施予定の園児・小中学生を対象としたサッカー教室等の費用に活用します。</p> <p>以上です。</p>

辻野次長	<p>生涯学習部の辻野です。</p> <p>報告事項 6 について、募集期間は、令和 4 年 10 月 3 日から 12 月 31 日までの 90 日間で、目標額 1,000 万円に対し、78 人から 188 万 4,000 円の寄付がありました。</p> <p>寄附金は、令和 5 年度から実施予定の史跡池上曾根遺跡整備事業工事費の一部として活用します。</p> <p>引き続き、報告事項 7 について、募集期間は同じく、令和 4 年 10 月 3 日から 12 月 31 日までの 90 日間で、目標額 600 万円に対し、79 人から 244 万 8,000 円の寄附がありました。</p> <p>寄附金は、令和 5 年度に開設 20 周年を迎える和泉シティプラザのガラスウィンドウに美術館に関連するアートを描く事業に活用します。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続きまして、報告事項 8「芦部保育園の民営化に伴う医療的ケア児の受入れについて」、こども未来室から説明願います。</p>
西川室長	<p>こども未来室の西川です。</p> <p>まず、表題の説明の前に、「公立保育所及び公立幼稚園の再編整備」について説明します。これは、平成 30 年及び令和元年に方針、計画を策定し、現在の公立保育所・幼稚園を児童数、保育ニーズを見極めながら統廃合・民営化し、最終的に、市の北部・北西部・中南部の各地域に 1 園ずつ、市内に 3 園の公立認定こども園を整備する予定としているものです。芦部保育園については、計画の中で「令和 8 年度開園を目途に民営化を図る」と整理しており、令和 2 年 7 月の政策議論・意見交換の案件とさせていただきました。今回は、芦部保育園の民営化後の園について、現状よりも幅広く医療的ケア児の受入れを行えるように取り組んでいくという報告になります。</p> <p>現状における医療的ケア児の受入れ体制等の部分に、保育所におけるこれまでの医療的ケア児に対しての取組み及び今後の取組みをまとめており、ページ一番下が新園での受入れのイメージになります。</p> <p>募集要項の概要(案)は、令和 5 年度に、新園の運営法人の募集・決定を行う際に、応募者に対して満たすべき条件などを示す、募集要項の案となります。場所は、現在一条院町にある消防本部が移転・除却された跡地への整備を予定しています。</p> <p>今後の予定の記載は、令和 8 年 4 月の開園までの流れとなっています。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続きまして、報告事項 9「はたちのつどいにおける 4 部制での開催について」、</p>

<p>橋本課長</p>	<p>生涯学習推進室から説明願います。</p> <p>生涯学習推進室生涯学習担当の橋本です。</p> <p>令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行になる状況を踏まえ、令和5年度以降の「はたちのつどい」について、現在の6部制から4部制にての開催に変更しようとするものです。</p> <p>はたちのつどいの変遷にも記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、令和2年度以降、出席者の密になることを避けるために、分散開催を行った経緯があります。以前の3部制での開催を行った場合、当日の参加人数と混雑具合によって、弥生の風ホール内で立ち見が出てしまう可能性に鑑み、4部制で行うものです。</p> <p>なお、令和5年度以降も式典は着座形式での開催を予定しており、各中学校区から選出した、はたちのつどい企画委員とともに、事前準備を含め、進行していきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、その他、何かありましたら、事務局からお願いします。</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、公開の案件は終了いたします。</p> <p>最後に、議案第10号「和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事について」を取り扱いますので、関係のない方の退席をお願いします。</p>
<p>小川教育長</p>	<p style="text-align: center;"><b>【非公開にて審議、可決】</b></p> <p>以上をもちまして、本日の定例会は終了いたします。</p>

## 令和5年和泉市教育委員会第2回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。